

西知多医療厚生組合告示第9号

一般廃棄物処理手数料の減免ができる基準を定める要綱を次のように定める。

令和5年11月27日

西知多医療厚生組合

管理者 宮 島 壽 男

一般廃棄物処理手数料の減免ができる基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西知多医療厚生組合西知多クリーンセンターの手数料に関する条例（令和5年西知多医療厚生組合条例第30号）第2条について、その詳細を定め、一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）の減免の基準を明確にし、ごみの受入事務を公平かつ円滑に実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当するごみを西知多クリーンセンターに搬入する場合は、処理手数料を減免することができる。ただし、組合で処理できないごみを除く。

- (1) 東海市及び知多市内各地区又はコミュニティが実施する事業から発生するごみ（個人宅の草刈及び家財の処分等を行う事業から発生するごみを除く。）
- (2) 東海市及び知多市内の公共施設等（一般市民が自由に出入りできる場所又は施設を含む。）の環境美化を目的とした清掃のボランティア活動により発生するごみ
- (3) 東海市及び知多市内の不法投棄されたごみ（警察署への通報をした場合に限る。）
- (4) 東海市及び知多市内の火災、震災、風水害等の災害により発生したごみ（罹災証明又はこれに準ずる証明を添付した場合に限る。証明はコピーでも可。なお、戸別収集は除く。）
- (5) 東海市及び知多市内で不正栽培又は自生している大麻・けしの除去活動により発生するごみ

(減免申請等)

第3条 前条に定める処理手数料の減免を受けようとする者は、西知多クリーンセンターごみ処理手数料減免申請書及びごみ処理依頼書により申請するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。